

神奈川県とシービーアールイー株式会社との企業立地支援に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）とシービーアールイー株式会社（以下「乙」という。）は、神奈川県内への企業誘致と産業集積を推進するため、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に緊密な連携を図りながら、神奈川県内への企業誘致と産業集積を推進することによって、地域経済の活性化に資することを目的とする。

（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、2019年5月21日から2020年3月31日までとする。
2 有効期間満了前の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は、同一条件で更に1年間期間更新されるものとし、その後の満了についても同様とする。

（連携事項）

第3条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
（1）企業立地セミナー・相談会の開催に関すること
（2）立地候補企業の県内の立地相談に関すること
（3）立地候補企業への物件情報提供の連携に関すること
（4）その他、県内の企業立地に関すること
2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、甲と乙とはその都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義事項への対応）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（汚職防止）

第6条 乙は、協定の履行について自らが適用を受ける刑法、不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法及び英国賄賂防止法等（以下「汚職防止法」と総称する。）を遵

守するものとする。

2 乙は、甲から汚職防止法に違反することとなる行為を行うよう要求を受けた場合、直ちに協定を解除することができるものとする。この場合、乙は、かかる解除に起因し、又は関連して甲が被った損害について責任を負わないものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月21日

(甲) 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

(乙) 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命ビル
シービーアールイー株式会社
執行役員 田口淳一